

インドネシア進出企業の ビジネス法務実務（入門編）

黒田法律事務所
黒田健二
ユリア・クスマ・ワルダニ

外国人労働者

労働者に適用される法律は、2003年法律第13号の労働法です。この法律は、インドネシア人労働者及び外国人労働者の双方について全般的に適用されますが、外国人労働者の雇用に関する承認については、労働移住大臣決定No. Kep-20/MEN/III/2004に、その具体的取得手続が規定されています。

外国人労働者は、承認を得た会社やスポンサーに招聘される形で、一定期間、インドネシア国内において一定の職務に就くことができます。

Q1 外国人労働者の雇用における関係者を挙げてください。

A1 外国人労働者 (Tenaga Kerja Asing・TKA) 本人、雇用主 (Pemberi Kerja Tenaga Kerja Asing・PKTA)、「アソシエート」として指名されるインドネシア人労働者 (Tenaga Kerja Indonesia Pendamping・TKPI) が関係者になります。

法律上、前記関係者は以下のとおり定義されます。

TKA：適切なビザを取得済みの

外国人で、インドネシア国内において就労する意思を有する者
PKTA：賃金の支払又はその他形式の報酬により、労働者を雇用する個人、企業家又はその他法人
TKPI：TKAが職務を離れた後にその職務を引き継ぐべき「アソシエート」として指名されるインドネシア人労働者

Q2 インドネシアでの就労が認められる条件は何ですか。

A2 PKTAは、外国人雇用許可証 (Izin Mempekerjakan Tenaga Asing・IMTA) を取得する必要があり、TKAは、労働ビザ及び滞在許可証 (Kartu Izin Tinggal Sementara) 並びに外国人就労許可証 (Izin Kerja Tenaga Asing・IKTA) を取得する必要があります。

Q3 PKTAはどのような形態が認められていますか。

A3 前記のとおり、PKTAとは、TKAを雇用する事業体のことです。PKTAは、必ずしも会社である必要はありません。インドネシア国内で事業活動をする法人のいずれもが、TKA(個人事業主を除く)

を雇用することができません。

P K T K Aの形態として認められるものを、以下に具体的に挙げます。

- a. インドネシア国内で活動する取引駐在員事務所（「T R O」）、駐在員事務所または外国の報道機関
 - b. インドネシア国内で事業を行う外国の非公開会社
 - c. 政府または外国による支援プロジェクトを行う政府機関
 - d. インドネシア法に基づいて設立された法人
 - e. 社会团体、教育機関、文化団体または宗教団体
 - f. スポーツ、娯楽またはタレントの斡旋業者
- T K Aを雇用しようとするP K T K Aは、I M T Aを取得した上で、以下の条件を満たす必要があります。
- a. T K AのアソシエイトとしてT K Aの技術及び専門知識を引き継ぐT K I Pを指名すること
 - b. T K Aが就いていた職務に必要な能力を備えるようになるまで、T K I Pの教育及び研修を行うこと
 - c. 技術能力開発基金に払込を行うこと（A 7参照）
- 前記条件のうち、aおよびbは、

取締役及び／又はコミッショナーの職に就くT K Aには適用されません。また、cの条件は、T K Aを外交官又は領事館員として雇用する外国公館には適用されません。

Q 5 R P T K Aとは何ですか。

A 5 R P T K Aとは、外国人雇用計画（Rencana P e n g u n a n T e n a g a K e j a A s i n g ・「R P T K A」）の略称です。R P T K Aには、T K Aの雇用が必要な理由、対象となる外国人の職務又は職種、及びT K I Pの指名に関する規定について、最低限記載する必要があります。T K Aを雇用するP K T K Aは、R P T K Aを提出し承認を受けなければなりません。

R P T K Aに対する承認が発行された後、P K T K Aは、期間限定ビザ（V I T A S）を申請する必要があります。労働移住大臣又は任命を受けた役人は、申請書類に基づき、I M T Aを発行すべきかどうか判断します。

R P T K Aの有効期間は5年ですが、T K Aのビザが更新された後に、P K T K A側の需要及び国内労働市場の状況を考慮した上で、延長される場合もあります。ただし、投資家としてインドネ

シアに来訪したT K Aであって、法務人権省が承認した雇用主の定款にその氏名が記載されている者については、R P T K AおよびI M T Aは要求されません。

Q 6 T K Aの雇用に関する

インドネシア政府の基本方針は、どのようなものですか。

A 6 T K Aの雇用は、インドネシア国内の外国人に関連する各種法規（移民法を含む）に適用されている保証原則に基づいています。

大まかな原則として、外国人がインドネシア国内で就労する場合、その雇用主となる機関又は会社は、当該外国人について保証する必要があります。その上でR P T K Aの承認を取得しなければなりません。ただし、「経営者（取締役又はコミッショナー）」となるT K Aの場合、前記原則は大幅に緩和され、要求されるのは、条件が比較的厳しくないI K T Aのみです。

Q 7 技術能力開発基金とは

どのようなものですか。

A 7 技術能力開発基金（D a n a P e n g a n b a n g a n K e a h i a n d a n K e t r a m p i l a n ・「D P K K」）は、現地労働者の技術向上のために運営されています。T K Aの雇用

主は、労働省が指定した政府銀行を通じて、当該基金に払い込みを行う義務を負います。

要求される基金への払込額は、T K A 1名につき、ひと月1 0 0 米ドルと定められており、I K T Aの期間分を前払で支払うこととなります。

雇用の最終月に非就労期間があっても、その分の割引は行われません。

Q 8 T K Aにはどのような条件がありますか。

A 8 労働大臣決定No. K P P 2 0 M E M / 2 0 0 4第2条には、T K Aは以下の条件を満たすこと、と記載されています。

- a. 関連分野における教育及び／又は5年以上の業務経験を積んでいること
- b. 自らの技術をインドネシア人労働者、特にT K I Pに移転する意思を有していること
- c. インドネシア語のコミュニケーション能力を有すること

関連分野において特定レベルの能力が必要とされる場合、又は広く期待される場合、T K Aはこれも満たしていなければなりません。

■ インドネシア進出企業のビジネス法務実務 (入門編)

Q9 TROで雇用されるTKAに関する特定の規定とはどのようなものですか。

A9 TROで雇用されるTKAは、TKAに対して一般的に適用される規則に加え、産業貿易大臣決定No. 402/MPP/Kep/1/1997の規定の適用も受けます。当該規定により、TKAは学士号又はそれに匹敵すべき関連分野における3年以上の業務経験を有していることが求められます。

さらに雇用主は、左記の金額を保証金として政府銀行 (Bank Negara Indonesia 1946・BNI 46) に納める必要があります。

a. TROの責任者が外国人である場合、5,000,000,000ルピア
b. TROの責任者がインドネシア人である場合、1,000,000ルピア

TROが廃業又は解散した場合、保証金は返納されます。

雇用主が考慮すべきもう一つの重要事項が、TKAの人数です。前記決定の規定によれば、TKAの人数とTKIPの人数は、1対3の比率にする必要があります。すなわち、雇用主は、TKA1名につき「アソシエート」となるインドネシア人の専門職又は一般業

務スタッフを3名以上採用又は雇用しなければなりません。

Q10 TKIPにはどのような条件がありますか。

A10 TKAを雇用する会社はすべて、TKAが職を離れる際にその職を引き継ぐインドネシア人労働者を教育する義務を負います。

TKAに関して与えられる許可には、必ず、技術移転を受けるTKIPが付記されます。したがって、TKIPは、TKAが就く職務に適した教育を受けた者であることが要求されます。

Q11 インドネシア経済において、TKAの雇用が制限されているセクターはありますか。

A11 あります。たとえ前記条件がすべて満たされていても、TKAは、種類を問わずどのような職務でも自由に遂行できるというものではありません。労働法第46条により、以下のことが制限されています。

1. 人事を扱う職務に就くこと
2. 2つ以上の職務を兼任すること
3. 他の雇用主に雇われること、ただし、株主総会決議に従って取締役又はコミッショナーとして就任するTKAは例外とする

インドネシア人労働者の雇用機会を最大限確保するため、TKAについては人数制限があり、その職務も限定されています。また、その時々インドネシア国内の労働市場及び必要とされる能力レベルの状況を考慮し、特定の職務や事業分野についてさらに制限が追加されます。

Q12 TKAには、インドネシアの労働者社会保障制度への加入が義務付けられていますか。

A12 義務付けられています。TKAを雇用する雇用主は、当該労働者が、インドネシアの1992年法律第3号に基づく労働者社会保障制度と類似する自国の社会保障制度に加入している場合、TKAのために関連する労働者社会保障制度に加入する義務を負います。

TKAが、自国で類似の社会保障制度に加入していることを証明するには、大臣決定No. PER/02/MEN/XII/2004に定める手続に従い、自国の社会保障制度を管理する所轄機関が発行した「加入証明書」の原本を提出しなければなりません。

本稿は、インドネシアにおける投資に関する法的事項について、一般的な情報の提供を目的としています。具体的な事案、法的助言等につきましては、適格な専門家に相談下さい。

黒田健二 (くろだ・けんじ)



黒田法律事務所代表パートナー。早稲田大学一年中退。司法試験合格。その後、国内の法律事務所勤務を経て、北京語学院、テューク大学ロースクール、復旦大学法学部高級進修生課程を終了。専門は国際金融、独禁法、知的財産法など。

ユリア・クスマ・ワルダニ (Yulia Kusuma Wardani)



ランブン国立大学講師。黒田法律事務所リーガルアドバイザー。ポゴル農業大学「コンピュータ情報」卒業。ランブン国立大学法学部、関東学園大学 (LIM) 卒業。横浜国立大学国際経済法研究科後期博士課程履修中。専門は国際取引法。